

Hong Kong Tax Alert

1 February 2019
2019 Issue No. 3

2018/19年度の事業所得税申告：納税者がIRD へ記載申告すべき追加別表

この追加情報を求める目的は、納税者の優遇税制への適格性を判断するとともに、香港の移転価格税制への遵守を確保するためのものです。

適切な方法で関連情報を収集して提示するための取り組みが必要です。必要に応じて、貴社を担当する税務専門家にご連絡ください。

透明性のある税務環境へ

近年香港政府は、香港の税務上の競争力を高め、投資家にアピールすることを目的として、金融、イノベーション、技術分野を中心としたいくつかの税制措置を導入しました。

これらの税制措置には以下を含んでいます：2段階の事業所得税率制度、研究開発（以下「R&D」）活動に対する損金算入の拡大、船舶オーナー、航空機リース事業者および航空機リースマネジメント事業者、コーポレート・トレジャリー・センターや特定対象の保険事業者への優遇税制。

しかし、これらの租税措置の悪用を防止するとともに、香港の税務上の透明性や租税回避に対する国際基準への遵守を確保するためには、納税者は今年4月以降、2018/19年度事業所得税申告の提出とともに、さらなる詳細な情報を開示する必要があります。関連する開示は附属別表に記載され、2018/19年度事業所得税申告書とともに提出されます。

2018/19年度事業所得税申告:BIR 51 申告書

香港標準産業分類コード

2018/19年度事業所得税申告に関する質問が多く寄せられています。ここで注目すべき質問は、納税者が自らの主要な事業活動について、国勢調査統計局(C&SD)が管理している6桁の香港標準産業分類コードをBIR 51申告書の4.4欄に記入する義務が生じることです。

納税者は、その主要な事業活動に該当するコードをC&SDの[ホームページ](#)で確認することができます。基準年度に事業活動を行っていない場合にも、業界コードの欄に「000000」と記入する必要があります。

内国歳入庁(IRD)はこの産業コードを基に、総利益水準などの納税者と同業他社の収支パターンを分類・比較することができるようになります。この情報は、IRDのリスクベースの調査手法に非常に役立ちます。

新たな附属別表S1～S10

特定の納税者は、2018/19年度のBIR 51申告書を記入するだけでなく、さらに詳細な情報を附属別表S1～S10で申告する義務が生じます。この要件は次の納税者に該当します。

- 2段階の事業所得税率制度への適用を選択し、香港の上場企業グループに属さず、香港で事業を行っている関連事業体を持つ
- 香港またはその他の国・地域で国別報告書(以下、「CbCR」)の提出義務を負う多国籍企業グループに所属している
- IRDから事前確認制度を取得している
- 香港非居住関連者との取引を行っている
- 内国歳入法(以下「IRO」)のセクション16Bに基づくR&D費用の損金算入を申告している
- IROのセクション16Iに基づくエネルギー効率の高い建築物の設置費用の損金算入を申告している
- 香港の優遇税制に該当する次の事業者:
 - 船舶オーナー
 - 再保険専門会社
 - キャプティブ・インシュアランス会社
 - 適格コーポレート・トレジャリー・センター
 - 適格航空機リース事業者
 - 適格航空機リースマネジメント事業者

なお、これらの附属別表は、IRDが納税者に送付する紙のBIR 51申告書には同封されません。

その代わりに、納税者は附属別表S1～S10のいずれかを記入する必要がある場合、IRDのホームページ¹から関連する電子版の申告用紙を入手して記入することになります。納税者は関連する電子版の申告用紙に記入した後、それらを印刷して署名の上、BIR 51申告書とともにIRDへ提出する必要があります²。

別表S1:2段階の事業所得税率制度

IROに従い、グループの関連事業体のうち1社のみが2段階の事業所得税率制度を適用することができます。これにより、その利益のうち、最初の200万香港ドルに対し、8.25%の低税率が適用されます。そして、制度の濫用や二重請求を防止するために、納税者は一定の追加情報をIRDに提供する義務が生じます。

当該2段階税制の適用を選択した場合、2018/19年度のBIR 51申告書の2.3の欄に「Yes」とチェックする必要があります。

上述の選択を行い、かつ、(i)香港で貿易、専門サービスまたは事業に従事する関連事業体を有し、(ii)香港証券取引所に上場しているグループの関係会社ではない場合には、9.1の欄に「Yes」とチェックする必要があります。

さらに、当該納税者は別表S1において、香港で貿易、専門サービスまたは事業に従事している、すべての関連事業体の社名やその法人登記番号を記載する必要があります。

該当する場合、その記載リストにおいて、香港で貿易、専門サービスまたは事業に従事しているとみなされる、香港非居住関連事業体も含まれます(例えば、香港の関連事業体からロイヤルティを受け取っている香港非居住事業体)。これらの香港非居住関連事業体も香港の2段階事業所得税率制度の対象となるため、このような記載が必要となります。

¹ 2018/19年度事業所得税申告書及び附属別表の記載例は[こちら](#)。電子版の申告書用紙は2019年4月1日より、[こちら](#)から入手可能となります。

² 電子版の事業所得税申告書を提出する適格中小企業は、附属別表S1～S10を記入する必要はありません。

別表S2: 移転価格

納税者は次の場合において、別表S2を記入する義務が生じます。

- (i) 香港非居住関連者との取引を行っている
- (ii) IRDから事前確認制度を取得している
- (iii) 前年度の連結売上高が68億香港ドル以上である多国籍企業グループに所属していることにより、香港またはその他の国・地域でCbCRの提出義務を負うことになっている

別表S2で提供すべき詳細な情報とその税務上の取扱いについては、2019年1月24日に発行した弊事務所のタックスアラートをご参照ください。

別表S3: R&D費用に対する損金算入の拡大

2018年4月1日以降に発生したR&D費用が対象となる、拡大損金算入に関する新制度の下で、200万香港ドルまでは300%の損金算入を認め、残りの適格R&D費用についても200%の損金算入を認めています(IRO セクション16B)。

土地および建物以外の関連する固定資産に生ずる資本的支出を含む、その他のR&D支出については、IROのセクション16Bに基づいて、100%の通常損金算入の対象とすることが可能です。

ただし、通常および拡大損金算入に関する制度において、対象となるR&D活動を納税者自身が行わず、外注のサービスプロバイダーが行う場合に関しては制限があります。

さらに、IROのセクション16Bに基づき、R&D費用の通常または拡大損金算入が認められており、関連するR&D活動で得た知的財産権から生じるロイヤルティを収入として得る場合、香港で課税されることとなります。同様に、知的財産権の売却による収入は、過去に損金算入された額まで香港で課税されることとなります。

IROのセクション16Bに基づくR&D費用の通常または拡大損金算入を請求する納税者は、別表S3を記入する必要があります。IRDが当該支出について適格R&D活動に関する適格R&D支出であるかどうかを判断するために、当該R&Dプロジェクトの名称や性質、および関連する支出の種類などの詳細な情報が求められます。

別表S4: エネルギー効率の高い建築物への設置費用

IROのセクション16IIに従い、納税者は対象年度において、政府機関の電機・機械事業庁が管理している香港エネルギー効率登録制度に登録された、エネルギー効率の高い建築物の設置において発生した資本的支出費用に対して、100%の税額控除を請求することができます。

当該納税者は、その請求の根拠を別表S4に詳述し、提出する必要があります。

別表S5～S10: 優遇税制の対象となる納税者

上述の優遇税制を受けるためには、納税者は厳格な要件を満たさなければなりません。

さらに、経済協力開発機構(以下「OECD」)が実施している、税源侵食と利益移転プロジェクト・行動計画5の有害税制への抵抗についての2015年進捗報告書には、優遇税制に関わる現地での実質的事業要件を設けています。

同報告書に従い、優遇税制が対象とする、所得を生じさせる中核となる事業活動に携わる納税者のみに対し、税制優遇を与えることとなります。そうでなければ、かかる優遇税制は他の国・地域によって有害な税制とみなされる可能性があります。

現地における実質的活動要件への遵守を確保するために、税務管轄区は優遇税制を享受する納税者に関連する一定の基準や統計数値を毎年、OECDに報告する義務があります。

香港の場合は、IROのセクション26ABに基づき、内国歳入局長が上記の優遇税制に対し、現地における実質的活動要件についての香港基準を決定することができます。

その数値基準には、適格活動を遂行するために必要な資格を有する香港の常勤従業員の人数や、適格活動の遂行にあたって香港で発生した営業支出の金額等が指標として用いられる可能性があります。

したがって、別表S5～S10は上記を念頭に置いて作成されています。つまり、優遇税制を希望する納税者の適格性を保証し、香港の現地での実質的活動要件への遵守を確保するために、当該別表において詳細な情報が求められています。

適格納税者は基準年度において、優遇税制を適用しているかどうかにかかわらず、申告毎に、上述の各別表を記入する必要があります。

Hong Kong office
 Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
 22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
 Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Jim Hunter
 Asia-Pacific Tax Leader
 +852 2849 9338
 jim.hunter@hk.ey.com

Ian McNeill
 Asia-Pacific Financial Services Tax Leader
 +852 2849 9568
 ian.mcneill@hk.ey.com

Non-financial Services				Financial Services	
David Chan Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com				Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Business Tax Services				Business Tax Services	
Hong Kong Tax Services				Florence Chan +852 2849 9228 florence.chan@hk.ey.com	
Agnes Chan +852 2846 9921 agnes.chan@hk.ey.com	Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Chee Weng Lee +852 2629 3803 chee-weng.lee@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com	Global Compliance and Reporting	
China Tax Services				Michael Stenske +852 2629 3058 michael.stenske@hk.ey.com	
Ivan Chan +852 2629 3828 ivan.chan@hk.ey.com	Lorraine Cheung +852 2849 9356 lorraine.cheung@hk.ey.com	Becky Lai +852 2629 3188 becky.lai@hk.ey.com	Carol Liu +852 2629 3788 carol.liu@hk.ey.com		
Tax Technology and Transformation Services					
Albert Lee +852 2629 3318 albert.lee@hk.ey.com					
Indirect Tax Services		International Tax Services		International Tax Services	
Andy Leung +852 2629 3299 andy-sy.leung@cn.ey.com	Alice Chan-Loeb +852 2629 3882 alice.chan@hk.ey.com	Cherry Lam +852 2849 9563 cherry-lw.lam@hk.ey.com	Jeroen van Mourik +852 2846 9788 jeroen.van.mourik@hk.ey.com	James Badenach +852 2629 3988 james.badenach@hk.ey.com	Jacqueline Bennett +852 2849 9288 jacqueline.bennett@hk.ey.com
	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Aaron Topol +852 2675 2980 aaron.topol@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com	Adam Williams +852 2849 9589 adam-b.williams@hk.ey.com
People Advisory Services					
Ami Cheung +852 2629 3286 ami-km.cheung@hk.ey.com	Robin Choi +852 2629 3813 robin.choi@hk.ey.com	Jeff Tang +852 2515 4168 jeff.tk.tang@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com		
Transaction Tax Services				Transaction Tax Services	
David Chan +852 2629 3228 david.chan@hk.ey.com	Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Tami Tsang +852 2849 9417 tami.tsang@hk.ey.com	Eric Lam +852 2846 9946 eric-yh.lam@hk.ey.com	Rohit Narula +852 2629 3549 rohit.narula@hk.ey.com	

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY
 EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2019 Ernst & Young Tax Services Limited.
 All Rights Reserved.
 APAC no. 03007879
 ED None.

ey.com/china

About EY's Tax services
 Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

Follow us on WeChat
 Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

